

様式第 1 号（第 5 条関係）別紙 1

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び調査について、笠松町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、笠松町地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に、地方就職支援金の要件を満たす企業へ就業しなかった場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に、笠松町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に笠松町に住民票がある場合を除く。）：全額
 - (3) 就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から 3 か月以内に笠松町地方就職支援金交付要綱第 4 条第 2 号の要件を満たす岐阜県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - (4) 笠松町への転入日、笠松町地方就職支援金交付要綱第 4 条第 2 号アの要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年未満に笠松町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (5) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (6) 笠松町への転入日、笠松町地方就職支援金交付要綱第 4 条第 2 号アの要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に笠松町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される笠松町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。